



IMC(International Monetary Conference)京都総会に出席する  
谷本副大臣 (6月8日)

目次

<b>【談話・講演等】</b> .....	2
<b>【特集】</b>	
○ 金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告 ～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～ .....	2
<b>【トピックス】</b>	
○ 主要行等の平成20年度決算について .....	4
○ 地域銀行の平成21年3月期決算の概要について .....	5
○ 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について .....	6
○ 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置に基づく貸出条件緩和の 状況について .....	8
<b>【国際関連】</b>	
○ 日米ハイレベル証券市場対話第5回会合について .....	9
<b>【法令解説】</b>	
○ 利益相反管理態勢の整備等に関する検査マニュアルの一部改定について .....	9
○ 保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正について .....	12
<b>【金融ここが聞きたい!】</b> .....	14
<b>【お知らせ】</b> .....	16
<b>【6月の主な報道発表】</b> .....	20

## 【談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った[談話・講演等](#)についての情報をお届けするものです。

### ● 講演

- ・ [谷本金融担当副大臣講演「今般の金融危機に対する日本の貢献」](#)（平成 21 年 6 月 8 日・IMC 京都総会）
- ・ IMC 京都総会「変化する規制環境」における佐藤金融庁長官発言（平成 21 年 6 月 8 日）[英文](#)
- ・ 佐藤金融庁長官講演「グローバルな金融規制改革とその含意」（平成 21 年 6 月 10 日・第 4 回年次日本投資フォーラム）[英文](#)・[資料](#)
- ・ 佐藤金融庁長官講演「我が国金融システムの現状と金融庁の政策対応」（平成 21 年 6 月 17 日・日本外国人特派員協会）[英文](#)・[資料](#)
- ・ 佐藤金融庁長官講演「我が国の金融ビジネス環境；現在の進捗と今後の変化」（平成 21 年 6 月 22 日・国際銀行協会）[英文](#)・[資料](#)

## 【特集】

### 金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～

平成 21 年 6 月 17 日、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」（座長 池尾和人 慶応義塾大学経済学部教授）において、「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」がとりまとめられました。

同スタディグループでは、我が国金融・資本市場のあり方を考えていく上で、上場会社等におけるコーポレート・ガバナンスの充実を通じ、株主・投資者その他のステークホルダーに目を向けた良質な経営が実現されていくことが重要であるとの観点に立ち、上場会社等のコーポレート・ガバナンスを強化すべく、

- ・ 第三者割当増資への対応など上場会社等の資金調達等をめぐる問題
- ・ 取締役会のあり方などガバナンス機構をめぐる問題
- ・ 議決権行使を通じたガバナンスの発揮など投資者による議決権行使等をめぐる問題

等の幅広い問題について、昨年 10 月から 8 回にわたり審議が行われました。

「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」は、同スタディグループにおける検討結果をとりまとめたものです。金融庁としては、取引所等と連携しつつ、同スタディグループ報告の内容を十分に踏まえ、関係制度の整備等に、早急に取り組んでいきます。

### ＜報告の概要＞

#### ○ 第三者割当増資への対応など上場会社等の資金調達等をめぐる問題

我が国上場会社等のコーポレート・ガバナンスについて内外の投資者等から強い懸念が表明されている要因の一つとして、上場会社等が市場において行う資金調達等をめぐって、少数株主等の利益を著しく損なうような事例などが後を絶たないことが挙げられる。上場会社等の資本政策をめぐるガバナンスの強化は喫緊の課題であり、市場における資金調達等をめぐる公正性・透明性の確保の観点から、以下のような対応がとられるべきである。

- ・ 第三者割当増資について、資金使途・割当先についての開示の充実、大幅な支配比率の希釈化等を伴う場合に、取引所による審査や経営陣から独立した者による意見表明等の適正手続の確保等
- ・ MSCB（転換価格修正条項付転換社債型新株予約権付社債）等の発行について、発行条件の合理性や発行後の行使状況等に係る開示の充実

## ○ 取締役会のあり方などガバナンス機構をめぐる問題

我が国の上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方を考える上で、取締役や監査役等のガバナンス機構のあり方は極めて重要な要素の一つであり、内外の投資者等からも強い関心が寄せられている。我が国上場会社等において良質な経営を実現するとともに、投資者の信頼を確保していくことが重要であるとの観点から、以下のような対応がとられるべきである。

- ・ 独立性の高い社外取締役を選任し監査役会等との連携を図ることを、取引所において、多くの上場会社にとってふさわしいモデルとして提示
- ・ それを踏まえ、上場会社は、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由を開示

## ○ 議決権行使を通じたガバナンスの発揮など投資者による議決権行使等をめぐる問題

市場を通じて上場会社等のガバナンスを向上させていくためには、企業サイドの取組みとあわせて、株主・投資者が自らの行動を通じて的確な経営監視を行っていくことが重要であるとの観点から、以下のような対応がとられるべきである。

- ・ 機関投資家による議決権行使ガイドラインの作成・公表、議決権行使集計結果の公表に係る業界ルール等の整備
- ・ 上場会社等による株主総会の各議案の議決結果について賛否の票数の公表

### 金融審議会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告の概要 ～ 上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて ～

市場における資金調達等をめぐる問題	ガバナンス機構をめぐる問題	投資者による議決権行使等をめぐる問題
<p>少数株主等の利益を著しく損なうような資金調達等を防止するため、上場会社等の資本政策をめぐるガバナンスを強化</p> <p>1. 新株発行等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者割当増資について、資金使途・割当先の詳細や割当先による資金手当ての方法等の開示。有利発行の可能性がある場合の監査役による意見表明</li> <li>・ 大幅な支配比率の希釈化、支配権の移動を伴う第三者割当増資について、取引所による審査、経営陣から独立した者による意見表明等。問題事案には、上場廃止を含め取引所による厳正な措置</li> <li>・ 経済的にMSCBに類似したスキームに対する、MSCBと同様の規制（適切な開示の確保・転換条件の適正化等）。MSCB等について、発行条件の合理性等に関する開示を拡充</li> <li>・ 当局や取引所等における執行面の充実・連携強化</li> </ul> <p>2. キャッシュアウト（現金を対価として行う少数株主の締め出し）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主の権利を不当に制限するおそれのあるものについて取引所が審査。問題事案には、取引所による厳正な措置</li> <li>・ キャッシュアウトの予定やその具体的内容の開示</li> </ul> <p>3. グループ企業におけるガバナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーポレート・ガバナンスの原則は企業集団レベルでも実現されるべき旨を明確化</li> <li>・ 親会社の経営に重要な影響を与える子会社の行為等に関して、親会社は、自身の見解と合わせて、子会社経営陣の見解を株主へ適切に開示</li> </ul> <p>4. 子会上場のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子会上場のあり方について、今後真剣に検討。今後も子会上場が認められていくのであれば、親会社・兄弟会社出身者でない社外取締役・監査役の選任など、親会社の利益相反・権限濫用防止のためのルール整備を検討</li> </ul> <p>5. 株式の持合いへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式の持合い状況についての開示の促進</li> <li>・ 銀行等保有株式取得機構の積極的な活用</li> </ul>	<p>上場会社等の良質な経営の実現及び投資者の信頼確保の観点から、ガバナンス機構のあり方は極めて重要</p> <p>1. 取締役会のあり方</p> <p>委員会設置会社化</p> <p>⇒ 現状、委員会設置会社はごく一部（東証上場会社のうち 2.3%）。多くの上場会社にとって、近い将来に委員会設置会社化を選択することは現実的でない面も</p> <p>独立社外取締役を中心とした取締役会</p> <p>例えば取締役会の 1/3 又は 1/2 以上を独立社外取締役とする</p> <p>⇒ 半数以上の社外性が求められる監査役会と重複との指摘。</p> <p>独立社外取締役の選任と監査役会等との連携</p> <p>1名ないし複数の独立性の高い社外取締役を選任。監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化</p> <p>⇒ 株主・投資者等からの信頼を確保していく上で、多くの上場会社にとってふさわしいモデルとして提示し、それを踏まえ、上場会社は、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由を開示</p> <p>2. 監査役機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①監査役監査を支える人材・体制の確保、②独立性の高い社外監査役の選任、③財務・会計に関する知見を有する監査役の選任等を、上場会社に係る望ましい事項として位置付け、各上場会社が取組み状況を開示</li> </ul> <p>3. 社外取締役・監査役の独立性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社外取締役・監査役と会社との関係及び独立性に関する会社の考え方についての開示を拡充（子会上場のケースについては、別掲）</li> </ul> <p>4. 監査人の選任議案・報酬の決定権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人の選任議案・報酬の決定権を監査役の権限とすることについて検討の促進</li> </ul> <p>5. 役員報酬の開示の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員報酬の決定方針及び報酬の種類別内訳等を開示</li> </ul>	<p>市場を通じて上場会社等のガバナンスを向上させていくため、投資者が的確な経営監視</p> <p>1. 機関投資家の受託者責任に基づく適切な議決権行使</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議決権行使は、機関投資家の受託者責任の重要な要素を構成することの明確化</li> <li>・ 機関投資家による議決権行使ガイドラインの作成・公表、議決権行使集計結果の公表に係る業界ルール等の整備</li> </ul> <p>2. 上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各議案の議決結果について賛否の票数の公表</li> </ul> <p>3. 議決権電子行使プラットフォームの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資者による議案の十分な検討期間等の確保のため、上場会社による利用の促進</li> </ul> <p>コーポレート・ガバナンスに係る規律付けの手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社について、高い水準のコーポレート・ガバナンスを確保することは、取引所の使命</li> <li>・ 市場監視の中でコーポレート・ガバナンスの充実を図っていくべく、開示の充実</li> <li>・ 上場会社等のコーポレート・ガバナンスをめぐる法制のあり方については、引き続き幅広く検討を行っていく必要</li> </ul>

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について](#)」（平成 21 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

## 【トピックス】

### 主要行等の平成20年度決算について

主要行等の平成20年度決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、平成21年5月29日に公表しました。以下、主要行等の平成20年度決算の概要について説明します。

#### 1. 収益の状況

銀行の本業の儲けを表す実質業務純益は21年3月期2.7兆円となり、20年3月期対比0.6兆円の減少となりました。これは、貸出残高の増加等による資金利益の改善があったものの、市況悪化により投資信託販売等の手数料収入が減少したことなどによるものと考えられます。

当期純利益は21年3月期▲1.6兆円となり、20年3月期対比3.1兆円減少しました。これは、企業業績が悪化したことなどによる与信関係費用の増加(0.4兆円→1.9兆円)、株式市場の低迷による株式の減損が増加(0.5兆円→1.5兆円)したことなどが影響したものと考えられます。

#### 2. 財務の健全性の状況

不良債権比率は、21年3月期1.7%となり、20年3月期対比0.3ポイント増加しました。

自己資本比率については、12.4%となりました。20年3月期対比0.1ポイント増加しましたが、これは、当期純損失や有価証券が含み損等になったものの、各行の自己資本増強策等によるものと考えられます。

このように、与信関係費用や株式の減損の増加等の影響により当期純損失となりましたが、自己資本の状況等を踏まえれば、主要行等の財務は引き続き健全と考えられます。

#### 主要行等の平成21年3月期決算状況【単体】 <速報ベース>

(単位: 億円、%)

	実質 業務純益	不良債権 処分損	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)		不良債権 比率 (対総与信)		
			売却損益	償却			うち株式	うち要管理 債権		うち危険 債権以下				
みずほ銀行	2,566	▲3,149	▲1,668	283	▲1,951	▲2,902	▲2,936	▲1,421	▲1,018	11.78%	8,730	2,389	6,341	2.19%
みずほコーポレート銀行	2,813	▲1,975	▲2,879	128	▲3,007	▲2,215	▲2,555	▲3,460	▲1,210	11.75%*	4,342	2,277	2,065	1.24%
みずほ信託銀行	388	▲269	▲176	8	▲183	▲86	▲278	▲184	94	13.41%*	776	114	662	2.16%
みずほ 計	5,767	▲5,393	▲4,723	418	▲5,141	▲5,203	▲5,770	▲5,065	▲2,134	11.85%	13,848	4,780	9,068	1.77%
三菱東京UFJ銀行	7,131	▲4,238	▲4,488	494	▲4,982	▲1,970	▲3,634	▲2,299	▲2,949	12.74%*	11,184	2,784	8,400	1.32%
三菱UFJ信託銀行	1,315	339	▲674	9	▲683	509	169	▲2,277	▲371	12.49%*	758	147	611	0.69%
三菱UFJ 計	8,447	▲3,899	▲5,162	503	▲5,665	▲1,461	▲3,465	▲9,577	▲3,320	12.71%	11,943	2,931	9,012	1.25%
三井住友銀行	8,234	▲5,501	▲2,204	27	▲2,231	361	▲3,011	▲427	▲165	13.85%*	11,942	1,963	9,979	1.77%
りそな銀行	2,038	▲1,482	▲339	▲121	▲218	231	821	▲184	238	9.87%	4,928	1,258	3,669	2.68%
中央三井信託銀行	951	▲213	▲1,858	▲1,027	▲831	▲1,422	▲1,010	▲1,015	▲419	11.27%	1,392	168	1,224	1.47%
住友信託銀行	2,010	▲559	▲467	36	▲502	380	389	▲685	▲246	13.03%*	1,164	147	1,017	0.93%
新生銀行	▲654	▲780	▲77	39	▲115	▲1,649	▲1,570	▲294	▲29	10.95%	1,458	69	1,390	2.50%
あおぞら銀行	▲196	▲1,288	▲783	▲341	▲442	▲2,359	▲2,453	▲100	▲1	11.73%	1,401	152	1,250	4.33%
11行計	26,596	▲19,114	▲15,613	▲467	▲15,146	▲11,122	▲16,069	▲17,347	▲6,075	12.42%	48,076	11,467	36,609	1.66%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

18年3月期(11行計)	38,611	2,804	4,536	5,757	▲1,221	32,906	32,194	70,331	77,591	12.52%	46,938	22,745	24,193	1.76%
19年3月期(11行計)	34,666	▲2,729	997	5,289	▲4,292	29,242	25,750	84,286	87,344	13.27%	41,442	17,849	23,592	1.50%
20年3月期(11行計)	32,774	▲4,110	▲413	4,773	▲5,186	22,521	14,527	23,039	33,940	12.30%	38,589	16,971	21,618	1.38%

(注1)金額及び11行計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。

(注2)\*印は国際統一基準行。

(注3)実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益は、三菱東京UFJ銀行においては再生専門子会社、中央三井信託銀行においては株式保有専門子会社の計数を含む。

(注4)三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

(注5)不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注6)自己資本比率は、19年3月期よりバーゼルⅡに基づき算出。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「主要行等の平成20年度中間決算について『速報ベース』\(平成21年5月29日\)](#)にアクセスしてください。

## 地域銀行の平成 21 年 3 月期決算の概要について

地域銀行の平成 21 年 3 月期決算の発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、5 月 29 日に公表しました。以下、地域銀行の平成 21 年 3 月期決算の概要について説明します。

### 1. 損益の状況

実質業務純益は、債券や投資信託の減損処理の増加、手数料収入の減少等により、前期に比べ 36.5% の減益となりました。

当期純利益は、実質業務純益の減益に加え、不良債権処理や株式等の減損処理の増加等により、赤字となりました。

(単位：億円)

	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期	前期比
業務粗利益	51,286	49,865	43,599	▲ 6,266
資金利益	44,768	45,125	44,812	▲ 313
役務取引等利益	6,550	6,029	4,821	▲ 1,207
債券等関係損益	▲ 441	▲ 1,616	▲ 6,768	▲ 5,151
うち、債券等償却 (▲)	▲ 21	▲ 1,298	▲ 5,197	▲ 3,899
実質業務純益	20,028	17,994	11,432	▲ 6,561
不良債権処理 (▲)	▲ 7,730	▲ 7,128	▲ 11,834	▲ 4,705
株式等関係損益	1,891	970	▲ 4,132	▲ 5,103
うち、株式等償却 (▲)	▲ 379	▲ 1,220	▲ 5,007	▲ 3,786
当期純利益	8,056	6,401	▲ 4,138	▲ 10,539

(※) 21 年 3 月期当期純利益は、預金保険機構から足利銀行に実施された金銭贈与 2,566 億円を除いて集計しております。

(参考)

	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期
貸出金	192.5 兆円	197.6 兆円	204.9 兆円

### 2. 不良債権の状況

不良債権額は前期に比べ減少し、不良債権比率も低下しました。

	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期
不良債権額	7.8 兆円	7.5 兆円	7.1 兆円
不良債権比率	4.0 %	3.7 %	3.4 %

(注) 最高値は 14 年 9 月期：15 兆円、8.3%

### 3. 自己資本比率の状況

自己資本比率（足利銀行を除く）は前期に比べ僅かながら低下しました。

	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期
自己資本比率	10.4 % (10.8 %)	10.3 % (10.7 %)	10.5 % (10.6 %)

(※) ( ) 内の計数は、特別危機管理銀行であった足利銀行を除いて集計。

(注1) 19年3月期の集計対象は111行（地方銀行64行、第二地方銀行46行及び埼玉りそな銀行）

20年3月期の集計対象は110行（地方銀行64行、第二地方銀行45行及び埼玉りそな銀行）

21年3月期の集計対象は109行（地方銀行64行、第二地方銀行44行及び埼玉りそな銀行）

(注2) 計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

(注3) 19年3月期及び20年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「地域銀行の平成 21 年 3 月期決算の概要」](#) (平成 21 年 5 月 29 日) にアクセスしてください。

## 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について

平成 21 年 6 月 2 日、金融庁では、我が国の預金取扱金融機関について、本年 3 月末時点におけるサブプライム関連商品等及び FSF 報告書における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有額等を取りまとめ、公表しました。

サブプライム関連商品等については、3 月末において、我が国の預金取扱金融機関全体で、保有額は約 4,490 億円（昨年 12 月末比 約▲1,160 億円）、評価損及び実現損累計額の合計額は約 1 兆 940 億円（昨年 12 月末では、約 1 兆 530 億円）となりました。

他方、証券化商品等全体については、3 月末において、保有額は約 18 兆 4,830 億円（昨年 12 月末比 約▲9,250 億円）、評価損及び実現損累計額の合計額は、約 3 兆 3,020 億円（昨年 12 月末では、約 3 兆 2,380 億円）となり、証券化商品等全体の評価損及び実現損の累計額は、昨年 12 月末時点と比べ、約 640 億円増加しました。

このように証券化商品等全体で損失がほぼ横ばいになった原因については、様々な要因が重複して影響したものと思われませんが、主として昨年の有価証券に係る会計基準の見直しを受けて、一部の金融機関において、時価評価の方法の変更が行われていること等によると考えられます。

金融庁では、平成19年9月末以降、我が国預金取扱金融機関全体におけるサブプライム関連商品等や証券化商品等（※）の保有状況を、統一した基準の下に開示してきました。

こうした取組みは、サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱が証券化商品等を通じて我が国の金融システムに与える影響についての理解の一助となるものであると考えています。

金融庁としては、情報発信の取組みをこれからも推進し、金融システムの現状や金融行政の考え方に容易にアクセスできる環境の整備を引き続き図っていきたいと考えています。

（※）FSF 報告書における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有状況については、平成 20 年 3 月末時点より集計・公表しています。

### 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成21年3月末時点）

※下段（ ）書きは平成20年12月末の数値（単位：10 億円）

	Tier1 自己資本 (21年3月末)	実質業純 (21年3月期)	株式評価益 (21年3月末)	サブプライム関連商品等保有額						サブプライム関連の ABCP プログラム
				サブプライム関連商品等保有額			うちサブプライム関連ビジネス			エクスポージャー
				簿価 (3月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累計))	簿価 (3月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累計))	
大手行等	23,305	2,264	▲597 (111)	397 (496)	▲83 (▲119)	▲916 (▲842)	17 (21)	0 (0)	▲324 (▲317)	—
地域銀行	13,097	1,143	474 (666)	31 (39)	▲6 (▲7)	▲52 (▲48)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,524	489	▲268 (▲327)	22 (30)	▲4 (▲8)	▲34 (▲29)	—	—	—	—
合計	47,882	3,898	▲390 (450)	449 (565)	▲93 (▲134)	▲1,001 (▲919)	17 (21)	0 (0)	▲324 (▲317)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。  
「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4) 上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5) 一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成21年3月末時点)

※下段( )書きは平成20年12月末の数値 (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額												CLO,CDO <sup>※</sup>			RMBS <sup>※</sup>			CMBS			レバレッジドローン			合計																
	うちCDO			うちRMBS			その他			小計			保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)											
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)																													
大手行等	75 (111)	▲7 (▲21)	▲615 (▲802)	250 (300)	▲66 (▲85)	▲215 (▲159)	72 (85)	▲11 (▲13)	▲85 (▲81)	397 (496)	▲83 (▲119)	▲918 (▲842)	4,885 (5,054)	▲434 (▲576)	▲684 (▲627)	3,122 (3,379)	▲74 (▲104)	▲332 (▲281)	1,972 (2,062)	▲45 (▲78)	▲51 (▲32)	4,782 (4,813)	▲152 (▲177)	15,138 (15,823)	▲637 (▲877)	▲2,144 (▲1,859)	4,436 (4,609)	▲407 (▲554)	▲638 (▲583)	525 (625)	▲56 (▲104)	▲334 (▲284)	453 (477)	▲19 (▲59)	▲29 (▲21)	3,506 (3,481)	▲136 (▲59)	9,317 (9,888)	▲566 (▲835)	▲2,053 (▲1,788)	
地域銀行	5 (6)	▲0 (▲1)	▲49 (▲48)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (33)	▲5 (▲7)	▲3 (▲1)	31 (39)	▲6 (▲7)	▲52 (▲48)	150 (172)	▲13 (▲20)	▲189 (▲176)	848 (894)	▲7 (▲4)	27 (24)	347 (395)	▲6 (▲6)	6 (8)	13 (13)	0 (1)	1,389 (1,513)	▲32 (▲37)	▲208 (▲191)	92 (118)	▲10 (▲14)	▲186 (▲171)	1 (1)	▲0 (▲0)	▲1 (▲0)	- (-)	- (-)	0 (▲0)	4 (4)	9 (10)	127 (162)	▲3 (▲22)	▲239 (▲218)	
協同組織 金融機関	1 (3)	▲0 (▲2)	▲32 (▲30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (27)	▲3 (▲6)	▲2 (1)	22 (30)	▲4 (▲8)	▲34 (▲29)	972 (1,025)	▲83 (▲143)	▲173 (▲102)	773 (798)	▲8 (▲4)	18 (9)	168 (195)	▲4 (▲2)	5 (5)	22 (23)	0 (0)	1,956 (2,071)	▲98 (▲157)	▲183 (▲117)	769 (797)	▲79 (▲124)	▲197 (▲98)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	9 (10)	0 (0)	794 (838)	▲69 (▲132)	▲191 (▲128)			
合計	82 (119)	▲7 (▲23)	▲695 (▲680)	250 (300)	▲66 (▲85)	▲215 (▲159)	118 (145)	▲20 (▲26)	▲91 (▲90)	449 (565)	▲93 (▲154)	▲1,001 (▲919)	5,986 (6,251)	▲530 (▲739)	▲1,056 (▲905)	4,743 (5,072)	▲89 (▲112)	▲287 (▲248)	2,487 (2,671)	▲55 (▲88)	▲39 (▲19)	4,817 (4,849)	▲152 (▲76)	18,483 (19,408)	▲767 (▲1,071)	▲2,535 (▲2,167)	5,291 (5,524)	▲495 (▲692)	▲981 (▲653)	526 (626)	▲57 (▲104)	▲334 (▲285)	453 (477)	▲19 (▲59)	▲29 (▲21)	3,519 (3,495)	▲136 (▲58)	10,239 (10,886)	▲657 (▲989)	▲2,483 (▲2,135)	
(参考) 商品別毀損率	▲89.28% (▲86.77%)	▲56.16% (▲49.96%)	▲48.61% (▲44.65%)	▲72.76% (▲68.74%)	▲21.24% (▲22.24%)	▲6.55% (▲6.63%)	▲4.28% (▲4.36%)	▲2.68% (▲1.34%)	▲14.47% (▲14.30%)	▲22.09% (▲23.48%)	▲37.56% (▲39.38%)	▲9.83% (▲15.92%)	▲3.20% (▲1.33%)	▲22.52% (▲23.04%)																											

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(3月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。

(注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。

(注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。

(注6)上記のほか一部の銀行において、モロライン保険社を相手方とするCDS取引による損失(約350億円)が公表されている。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について」(平成21年6月2日)にアクセスしてください。

## 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置に基づく貸出条件緩和の状況について

金融庁では、金融機関が借り手に対する貸出条件の緩和に柔軟に応じることができるよう、昨年 11 月 7 日に、各監督指針及び金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を改定し（「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」、本年 2 月 20 日にこの措置に基づく金融機関による中小企業向け融資の貸出条件緩和の状況（平成 20 年 7～9 月期及び 10～12 月期）を公表しました。

今般、同措置に基づく貸出条件緩和の状況（平成 21 年 1～3 月期）を引き続き調査・集計し、平成 21 年 6 月 5 日に公表しましたので、概要をご紹介します。

今回の調査・集計では、金融機関が中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権は、主要行等、地域銀行及び信用金庫・信用組合全体で、平成 21 年 1～3 月期において 39,117 件（1 兆 8,366 億円）となり、これを昨年 11 月の措置を講ずる以前の平成 20 年 7～9 月期と比較すると、件数ベースで 37.9%（金額ベースで 52.5%）の増加となっています。

また、貸出条件の緩和を行った債権のうち、経営改善の見込みがあり、不良債権に該当しなかった債権は、平成 21 年 1～3 月期において 14,502 件（8,398 億円）となり、これを平成 20 年 7～9 月期と比較すると、件数ベースで 14.1 倍（金額ベースで 21.4 倍）となっています。

金融庁においては、昨年 11 月の措置を実効あるものにすべく、金融機関や中小企業に対する周知・広報等に取り組んできました。今回の調査結果から、こうした取組みにより、この措置の効果が浸透しつつあることが伺えると考えています。

「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について

		中小企業に対して貸出条件緩和を行った債権				左のうち、経営改善の見込みがあり、不良債権にならなかったもの(※) ( )内は条件緩和を行った債権に占める割合		
		20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期	20年7～9月期(措置前)からの増減	20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期
主要行等	件数	3,220件	3,560件	4,181件	+961件 (+29.8%)	0件 (0.0%)	2,740件 (77.0%)	3,371件 (80.6%)
	金額	2,152億円	2,239億円	3,413億円	+1,262億円 (+58.6%)	0億円 (0.0%)	988億円 (44.1%)	1,872億円 (54.8%)
地域銀行	件数	16,058件	17,656件	23,338件	+7,280件 (+45.3%)	358件 (2.2%)	2,511件 (14.2%)	6,689件 (28.7%)
	金額	6,980億円	6,944億円	10,616億円	+3,636億円 (+52.1%)	92億円 (1.3%)	1,228億円 (17.7%)	4,338億円 (40.9%)
信用金庫 信用組合	件数	9,097件	11,293件	11,598件	+2,501件 (+27.5%)	674件 (7.4%)	2,467件 (21.8%)	4,442件 (38.3%)
	金額	2,915億円	3,960億円	4,337億円	+1,422億円 (+48.8%)	301億円 (10.3%)	1,000億円 (25.3%)	2,188億円 (50.4%)
計	件数	28,375件	32,509件	39,117件	+10,742件 (+37.9%)	1,032件 (3.6%)	7,718件 (23.7%)	14,502件 (37.1%)
	金額	12,047億円	13,143億円	18,366億円	+6,320億円 (+52.5%)	392億円 (3.3%)	3,216億円 (24.5%)	8,398億円 (45.7%)

(注)「主要行等」とは、主要行、新生銀行、あおぞら銀行及びシティバンク銀行を、「地域銀行」とは地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行を指す。

(注)上記計数は、各金融機関における今後の精査により変更されうることに留意が必要。(20年7～9月期及び10～12月期の計数は、前回公表後の各金融機関の精査を踏まえ更新している。)

(※)各期に中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権のうち、その期に、経営改善の見込みがあるものとして不良債権にならなかったものを計上。したがって、その期以降に不良債権でなくなったもの(例えば20年10～12月期に貸出条件の緩和を行い、21年1～3月期に経営改善の見込みがあるものとして、不良債権でなくなったもの)は含まれていない。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について（平成 21 年 1 月～3 月期）](#)（平成 21 年 6 月 5 日）にアクセスしてください。

## 【国際関連】

### 日米ハイレベル証券市場対話第5回会合について

第5回日米ハイレベル証券市場対話が6月15日、当庁において開催されました。

日米ハイレベル証券市場対話は、グローバルな証券市場の共通課題について、定期的にハイレベルで議論し合う政策対話であり、平成17年から開催されて以降、日・米で交互に、年1回開催されています。

今回の「日米ハイレベル証券市場対話」においては、金融庁からは丸山総務企画局審議官（国際担当）、SEC（米国証券取引委員会）からはケーシー委員をはじめとするハイレベル職員がそれぞれ参加しました。会合では、格付会社、空売り、クレジット・デフォルト・スワップなどの規制上の課題、会計基準・ディスクロージャー、エンフォースメント上の課題など幅広い政策課題について話し合われました。

昨年の日米ハイレベル会合からのこの1年間は、グローバルな金融・資本市場に混乱が見られた期間でした。グローバルな金融危機に対応するために、各国の規制当局が真剣に議論しなければいけない時代と考えられます。

また、監督当局の協力も、ますますグローバル化しているところ、日米が以前にも増して連携していくことが重要です。さらに、世界的な金融市場の混乱が続く中、エンフォースメントの面においても、SECと金融庁が密接に連携・協力することは、極めて重要と考えられます。

このような状況下、今回の「対話」を通じて、両当局の関係者が相互理解を深め、協力関係の一層の発展が確保されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から[「金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催について」（平成21年6月15日）](#)にアクセスしてください。

## 【法令解説】

### 利益相反管理態勢の整備等に関する検査マニュアルの一部改定について

#### 1. はじめに

金融庁では、去る5月20日、「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」及び「金融持株会社に係る検査マニュアル」について、利益相反管理態勢等の整備に関する検証ポイントを定めるなどの一部改定を行いました。

#### 2. 改定の経緯

昨年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律において、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理態勢の構築の義務付けなどが行われました。

本改正は、異なる業態間の相互参入に関するファイアーウォール規制を緩和するとともに、自社又はグループ会社による取引に伴って顧客の利益が不当に害されることを回避するための利益相反管理態勢整備を義務付けることによって、金融グループとしての多様で質の高いサービス提供を可能にすることに狙いを置いています。

各検査マニュアルについても、本改正を受け、顧客保護の観点から、利益相反管理態勢の整備等に関する検証ポイントを新設するなどの改定を行うこととし、平成21年3月31日から4月30日にかけて改定案をパブリックコメントに付し、5月20日、寄せられた意見等への回答とともに、それらを踏まえた改定版を公表しました。なお、本改定については、本年6月1日に施行され、同日以降を検査実施日とする検査について適用されます。

#### 3. 金融検査マニュアル

以下、本項で、改定となった金融検査マニュアルの概要や主な検証項目について見ていきましょう。

##### (1) 改定の概要

金融商品取引法等における利益相反管理に関する規制は、「利益相反取引」そのものを禁止する行為規制ではなく、金融機関に対し、顧客の利益保護の観点から、適切な利益相反管理を行うための

態勢整備などを求めています。

そこで、今回の金融検査マニュアル改定では、利益相反管理態勢について、顧客保護等管理態勢の検証項目の一つとして、顧客説明管理態勢や顧客サポート等管理態勢などと並べて、記載することにしました。

なお、金融検査マニュアルでは、顧客保護等管理について、金融機関が顧客の視点から自らの業務を捉えなおし、不断に検証し改善する姿勢が重要であると述べており、利益相反管理に当たってもこうした姿勢が重要ということになります。

## (2) 主な検証項目

### ① 利益相反管理とは

利益相反管理とは具体的に何を言うのでしょうか。

この点、金融検査マニュアルには

**金融機関又はグループ関連会社による取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないよう行われる利益相反の管理**

と、記載されています。

この、「金融機関又はグループ関連会社」については、銀行法第 13 条の 3 の 2 第 1 項<sup>1</sup>に規定されている当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行の親子金融機関等に加えて、当該金融機関が顧客保護のために利益相反の管理が必要であると判断した場合にはその会社と記載しています。

さらに、保護対象も「顧客」としており、銀行法のように「銀行関連業務に係る顧客」との限定は付していません。

これらにより、法令の範囲を超えて、利益相反管理を行っているかを検証するように見えるかもしれませんが、本検証項目はそのような趣旨で記載されたものではありません。

いかなる取引によりどのような顧客の利益が害されるおそれがあるかについては、各金融機関グループにより事情が大きく異なるので、利益相反管理態勢の整備に当たって、各金融機関は、対象取引や保護対象となる顧客について、法令を基準に自らの業務の規模・特性等に応じて範囲を自ら判断すべきとの趣旨で記載しているのです。

### ② 組織体制について

金融検査マニュアルは、利益相反管理態勢について、

**適切な利益相反管理態勢を整備・確立するための利益相反管理全般を統括する責任者(利益相反管理責任者)…を設置し、その責任及び権限を明確化し適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。**

と、利益相反管理責任者の設置を検証項目として定めています。

なお、利益相反管理部門を設置する、といった場合の具体的な組織体制の整備については、金融機関の判断に委ねており、利益相反管理が実効的に確保されている限り、コンプライアンス統括部門など他の部門の役職員が利益相反管理等の職務を兼務することも否定されません。

また、きめ細かい管理を行うために複数の利益相反管理責任者を置くことももちろん可能ですが、この場合においては、管理全般に係る責任を負う者を定めるなどの方法により、責任の所在を明確にしておく必要があるでしょう。

### ③ 営業部門からの独立性の確保

金融検査マニュアルは、利益相反に係る態勢整備における留意点として、利益相反管理責任者が営業部門からの独立性を確保していることと、営業部門に対する牽制機能を発揮する態勢を整備していることを記載しています。

その趣旨は、営業部門の役職員が利益相反管理の判断に干渉した結果、必要な利益相反管理の措置が取られなかったなどといったことを防止する点にあります。

<sup>1</sup> 銀行は、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務（銀行業、銀行代理業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

実際のビジネスにおいては、「あらかじめ利益相反管理責任者等が定めた業務マニュアルに従い、営業部門が定型的に判断を下す」といった場面も十分に想定されますが、ここでは営業部門の役職員が利益相反管理のプロセスに関与することを一切否定するものではありません。

もともと、利益相反管理は、営業上の利益を追求することとは相容れない判断を求められる性質を持つものなので、厳に利益相反管理の観点から判断すべき範囲と、営業部門が関与してよい範囲の区別を整理するように配慮する必要があります。

#### ④ 利益相反管理の実施と評価・改善活動

その他、金融検査マニュアルでは、

- ・ 利益相反のおそれがある取引を適切に特定する態勢が整備されているか
- ・ 適切な利益相反管理の方法を選択する態勢が整備されているか
- ・ 利益相反管理の記録およびその保存がなされているか

など、各金融機関が利益相反管理のために実施する施策や、利益相反管理態勢の評価・改善活動（PDCA サイクルの CA に該当する部分）について検証する項目を置いています。

#### 4. 保険検査マニュアル

保険検査マニュアルにも、金融検査マニュアル同様、顧客保護等管理態勢チェックリストに利益相反管理の態勢に関する検証項目を新設しました。

保険検査マニュアルは、必ずしも金融検査マニュアルのような PDCA サイクルに基づいた記載が明確になされておらず、用語の用法も金融検査マニュアルと違う部分がありますが、基本的な考え方は、金融検査マニュアルと同じと考えて差し支えありません。

#### 5. 金融持株会社に係る検査マニュアル

金融持株会社に係る検査マニュアルでは、銀行持株会社に係るチェックリスト、保険持株会社に係るチェックリストそれぞれに、グループ経営管理（ガバナンス）態勢チェックリストの中の特に留意すべき個別の問題として、利益相反管理に関する検証項目を定めています。

この項目では、金融持株会社の取締役が、グループ全体としての利益相反管理の必要性を十分に認識し、一元的な管理態勢を構築しているかを検証項目としています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「利益相反管理態勢の整備等に関する検査マニュアルの一部改定について」](#)（平成 21 年 5 月 20 日）にアクセスしてください。

## 保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正について

金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)について、平成 21 年 4 月 23 日から 5 月 25 日にかけて広く意見の募集を行い、6 月 8 日にパブリックコメントの結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。改正された監督指針は同日から適用を行っています。

改正の趣旨及び概要は、以下のとおりです。

### 1. 趣旨

今回の改正は、金融安定化フォーラム (FSF) の報告書や G20 の行動計画等を踏まえ、保険会社向けの監督指針のリスク管理に係る着眼点について改正を行いました。

### 2. 改正の概要

#### (1) 統合リスク管理【Ⅱ-2-6-1】

保険会社は一般に複雑かつ大規模なリスクを抱えていることから、各種リスクを統合して管理する態勢の整備を求めることとしました。具体的には監督上の着眼点を以下のとおり規定しました。

- ① 保険会社全体の経営方針に沿った統合リスク管理方針を定めているか。
- ② リスクを統合的に管理する部門を明確化しているか。
- ③ 共通基準によるリスクの計量化を行い、その結果を業務執行へ活用しているか。 等

#### (2) ストレステスト【Ⅱ-2-6-2】

現行の監督指針においてもストレステストについての記載はありますが、当該テストが、市場が大きく変動している状況下においてもリスク管理に関する具体的判断に活用されるよう、ストレスシナリオの設定等に関する留意点を追加しました。具体的には以下のとおりです。

- ① ヒストリカルシナリオ (過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ) のみならず、複数の要素 (株価、金利、為替等) が同時に変動するような仮想のシナリオによる分析も行っているか。
- ② その際には、平時において想定していた保有資産間の価格の相関が崩れるような事態も含めて検討しているか。
- ③ ストレスシナリオの設定に際しては、統合リスク管理の計量化手法で把握できないリスクを捉えるとの観点からの配慮がなされているか。 等

#### (3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理【Ⅱ-2-6-6-2(3)】

証券化商品等のクレジット投資に係るリスク管理に関し、以下のような監督上の着眼点を追加しました。

- ① 裏付けとなる資産の内容、優先劣後構造や信用補完の状況、クレジットイベントの内容など、商品等の内容把握に努めているか。
- ② 価格評価にあたり、頻繁な取引がある場合には当該取引価格、ない場合には売買頻度や売手と買手の価格差に留意して合理的な価格評価を行い、会計処理に反映しているか。
- ③ 市場流動性に懸念が認められた場合の適時の対応態勢が整備されているか。 等

#### (4) 金融保証保険・CDS 取引に係るリスク管理【Ⅱ-2-6-6-2(3)、Ⅱ-2-6-7-2(2)⑦】

金融保証保険・CDS 取引に係るリスク管理について、以下のような監督上の着眼点を追加しました。

- ① 金融保証保険の対象となる債務あるいは CDS の参照債務の内容、クレジットイベントの内容など、商品等の内容把握に努めているか。
- ② 金融保証保険に関しては、その負債価値について適切に評価を行い、必要に応じ保険契約準備金の追加積立てを行っているか。

また、CDS 取引に関しては、価格評価にあたり、頻繁な取引がある場合には当該取引価格、ない場合には売買頻度や売手と買手の価格差に留意して合理的な価格評価を行い、会計処理に反映しているか。

- ③ 金融保証保険や CDS 取引等において、保証債務又は参照債務の信用の程度や保険会社の格付け等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を

行っているか。

- ④ CDS 取引を行うにあたっては、取引の安全性を向上させる観点から、取引の標準化や中央決済機関の利用などといった関係者の取組みも念頭に置きつつ、適切な取引実務を採用しているか。等

**(5) 保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の取扱い【Ⅱ-2-1-4(8)①】**

保険契約を再保険に付した場合に、当該再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができるとされていますが、この取扱いの可否は、以下の点に着目して判断すべきであることを明確化しました。

- ① 当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるか  
② 当該再保険契約に係る再保険金等の回収の蓋然性が高いかどうか

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について」（平成21年6月8日）](#)にアクセスしてください。

## 【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

**Q：株価がGMの破綻を悪材料出尽くしということで今日も少し回復しています。1万円台が見えるところまで戻ってきました。株式市場をどう見ておられるのかということと、あと株式市場が金融機関の経営などに与える影響があれば教えてください。**

A. 株価は6カ月後の経済を表す先行指標であると言われてはいますが、下がるよりもこうして上がった方がはるかに元気が出る。それから、日本の銀行の自己資本の中には株ももちろん入っているわけですが、そういう意味では自己資本比率にはいい影響を与えております。ただ、これがちゃんと金融仲介機能に結びつくのかどうかというのはきちんと見ていかないと。株価が上がったから銀行が気前よく貸してくれるなんていう世界は、多分あり得ないだろうと思っています。

【平成21年6月2日（火）閣議後記者会見】

**Q：FX（外国為替証拠金取引）の証拠金のレバレッジの問題でお伺いしたいのですが、3つお願いします。まず、大臣の口から改めてその目的についてお伺いしたいのが1点。もう1点は、来年50倍、その翌年25倍という案のようですが、その数字についてどういう観点から25倍、50倍という数字が出てきたと思われるかが1点。3つ目が、シンクタンクのアンケートなどを見ると、自由裁量であるべきだとか、行政がそこまでタッチするべきでない、という意見が目立つんですけども、それについてどう思われますか。**

A. 外国為替証拠金取引の証拠金率の問題は、何百倍という世界は、常に追い証が発生する世界になるということが1つ。それから外国為替を買った人が小さい証拠金でそれほど大きな為替取引をしているという自覚が発生していないという場合があるわけです。為替取引自体は多くの方が参加して為替水準の平準化をもたらすために必要な分野ですけれども、やはり賭博的に流れないようにするには証拠金率は為替変動幅に相関したものでなければならない。100分の1というのは1円の世界ですから、500分の1というのは20銭の世界ですから、たったそれだけの変動で追い証とかそういう世界が発生する、あるいは全財産を失う、そういうことは、普通の一般の投資家というのは多分玄人ではないわけですから、やはり素人がそういうものに参加されるのであれば、追い証の発生率とかそういうものをなるべく低くしておいた方が投資家のためだと思っています。業者のためにやっているわけではないですから。

【平成21年6月5日（金）閣議後記者会見】

**Q：金融監督行政のことですけれども、アメリカ政府が大手の金融機関をFRBの下で監督するという新しい改革の方針を発表しましたけれども、これについてのご評価を聞かせてください。**

A. 銀行監督については今までずっと1920年代からやってきたわけです。ですから、ある時点までは必ずしも不十分だったということは言えないと思いますけれども、こういう金融危機になりますと2つ問題があります。大きく分けて1つは銀行経営に関する情報開示。これは銀行の多くは簿外で色々な取引をやっている。そういうことに関しては、やはり銀行の健全性を示す上では簿外で行っている色々な取引等についてもきちんとした開示を行うべき、そういう一群の色々な規制。もう1つは投資家、預金者をきちんと保護するという部分の改正。この二通りの大きな改正の視点を具体的な細かい規定に落としとしてアメリカ政府が発表されたわけで、当然銀行の健全性や預金者、投資者を保護するという意味で

は重要な規制改革案だと我々は評価しております。

[【平成21年6月19日（金）閣議後記者会見】](#)

## 【お知らせ】

### ○ 株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日より実施されました！

株券電子化について、よくあるご質問を Q&A 形式でお答えします。

#### Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（以下、「ほふり」といいます。）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

平成 21 年 1 月 5 日に株券電子化が実施され、上場会社の株主権の管理は新たな株式管理制度による電子的な管理に統一されました。

#### Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

- ① **株主にとっては、**
  - i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
  - ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなり**ます。
  - iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。
- ② **発行会社（株主名簿管理人を含む。）にとっては、**
  - i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなり**ます。
  - ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
  - iii) 株券喪失登録申請を行う必要がなくなります。
- ③ **証券会社にとっては、**
  - i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
  - ii) 株主が株券をほふりに預託する場合やほふりに預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

#### Q3. 株券電子化により、株主はどのような手続きが必要ですか？

(1) 株券電子化の実施前に株券をほふりに預託した方は、特段の手続をとる必要はありません。

(2) 株券電子化の実施までにほふりに預託せず、株券がお手元にある方は、株主名簿上の名義人の名前で、発行会社により「特別口座」が開設され、権利は保全されています。

ただし、特別口座では株式の売却・担保設定等の取引はできません。取引をするためには、株主が証券会社に口座を開設し、特別口座から株式の振替申請を行うことが必要です。取引を希望する方は、特別口座を開設する信託銀行等や証券会社にご相談ください。

#### Q4. 株券が手元にあり、名義書換えをしないまま株券電子化を迎えた場合、特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続きが必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

- (1) 特別口座の名義人との共同申請
- (2) 以下のいずれかの書類を提出して申請
  - ① 相続を証する書面
  - ② 裁判の判決、和解調書など
  - ③ 株券+株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後 1 年間のみ）

これらの手続を行おうとする方は、特別口座を開設する信託銀行等にご相談ください。

#### Q5. 株式担保取引はどのようにしたらよいのですか？

株券電子化実施後、株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることにより行われます。取引を行おうとする方は、取引先の証券会社や銀行等にご相談ください。  
なお、株式担保取引の匿名性については、株券電子化実施後についても確保が可能となっています。

#### Q6. 未上場の株式は電子化の対象ですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式であり、**未上場の株式（未公開株式）は対象外**です。  
(注) 上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も株券電子化の対象です。

#### Q7. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、株券を価値があるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って株券を回収する行為（注）などの詐欺的行為がないと言い切れません。

**金融庁や証券会社、関係団体などが株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。**

(注) 株券電子化後においても株券は、名義回復を行う際の重要な証拠書類となり得ますので、その管理・処分についてはご注意ください。

### ○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

#### ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

平成19年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

**無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。**

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

**なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。**

## ○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決及びあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決及びあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)、平成 20 年 10 月 1 日に[全国銀行協会](#)、平成 21 年 4 月 1 日に[社団法人信託協会](#)が認定を受けています。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

## ○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び取引の公正を害する犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と多数の情報をお寄せいただきました。

### 個別銘柄に関する情報

相場操縦（見せ玉など）やインサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）、風説の流布（ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など）、疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書の虚偽記載など）やファイナンス（架空増資、疑わしい割当先など）、上場会社の内部統制の問題・・・ など

### 金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）や、財務内容の健全性等に関する問題・・・ など

### その他の情報

疑わしい金融商品・ファンド、無登録業者、市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）の情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。（なお、個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）なお、インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

## ○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」（<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>）の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について](#)」（<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>）の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、[「e-Gov 電子申請システム利用規約」](#)に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

#### いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
- (注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

#### どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
- (注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の [「e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから」](#)をご確認ください。

### ○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は [「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

### ○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの [「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は [「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

### ○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの [「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は [「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。



## 【6月の主な報道発表】

2日	<a href="#">アクセス</a>	我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
5日	<a href="#">アクセス</a>	「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について（平成21年1～3月期）
8日	<a href="#">アクセス</a>	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について
	<a href="#">アクセス</a>	損害保険業の免許について
9日	<a href="#">アクセス</a>	国際会計基準委員会財団（IASCF）モニタリング・ボードによる「G20首脳の要請に対するデュープロセスに関するモニタリング・ボード声明」の公表について
10日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社百十四銀行に対する行政処分について
12日	<a href="#">アクセス</a>	「外国監査法人等に対する検査監督の考え方（案）」の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	<a href="#">アクセス</a>	金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催について
16日	<a href="#">アクセス</a>	「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」の公表について
17日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	商工会議所に対するアンケート調査結果の概要
	<a href="#">アクセス</a>	「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
18日	<a href="#">アクセス</a>	指定試験機関の指定について
	<a href="#">アクセス</a>	ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に対する行政処分について
19日	<a href="#">アクセス</a>	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～
22日	<a href="#">アクセス</a>	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果について
24日	<a href="#">アクセス</a>	「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	電子債権記録機関の指定について
25日	<a href="#">アクセス</a>	三菱UFJ証券株式会社に対する行政処分について
26日	<a href="#">アクセス</a>	カブドットコム証券株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	カブドットコム証券株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	シティバンク銀行株式会社に対する行政処分について
29日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理報告書」の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。